

平成23年度家内労働概況調査結果概要

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な調査を実施しています。

平成23年の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

平成23年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は133,264人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者は128,709人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は4,555人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移

家内労働法が制定された昭和45年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年の1,844,400人をピークとして、その後減少が続いています。

平成23年は、前年に比べ5.6%減少し、128,709人でした。

(2) 男女別

家内労働者を男女別にみると、男性が12,688人であるのに対し、女性は116,021人と全体の90.1%を占めています。

(3) 類型別

家内労働者を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が122,110人で全体の94.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は5,692人(4.4%)、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する副業的家内労働者は907人(0.7%)となっています。

(4) 業種別

家内労働者を業種別でみると、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が38,860人(30.2%)と最も多く、次いで玩具、人形、造花、漆器などの「その他(雑貨等)」が26,651人(20.7%)、自動車用部品カプラー差し・チューブ通しなどの「電気機械器具製造業」が15,924人(12.4%)、となっており、これら3業種で全体の63.3%を占めています。

(5) 都道府県別

都道府県別にみると、愛知県が 10,924 人と最も多く、次いで静岡県が 9,334 人、東京都が 6,868 人となっており、家内労働者数が 1 万人を超えているのは愛知県のみとなっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、13,743 人で、家内労働従事者数に占める割合は 10.3%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、10,294 人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の 74.9%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数

平成 23 年 10 月 1 日現在の委託者数は、9,862 で、その内訳をみると、製造又は販売業者が 9,355、製造または販売業者から製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が 507 となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が 4,127(41.8%)、「その他(雑貨等)」が 1,337 (13.6%)、「電気機械器具製造業」が 878(8.9%)で多く、これら 3 業種で全体の 64.3%を占めています。

(3) 1 委託者当たりの平均家内労働者数

1 委託者当たりの平均家内労働者数は 13.1 人で、業種別に見ると、「ゴム製品製造業」が 23.5 人と最も多く、次いで「食料品製造業」と「その他(雑貨等)」が 19.9 人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は 7.6 人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いている場合がありますが、その数は平成 23 年 10 月 1 日現在 503 人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他(雑貨等)」が 195 人(38.8%)と最も多く、次いで「繊維工業」が 180 人(35.8%)、「紙・紙加工品製造業」が 28 人(5.6%)となっています。